

加茂社領加賀國金津庄事當知行之處、有松四郎施入部云々、言語道斷次第也。不日退後坊、彌全領知可被守神明所被仰付也。仍執達如件。

延徳三年八月十一日

沙 彌判  
對馬前司判

當社神主殿

又享祿三年正月廿七日民部丞氏茂判書に、

一、注進<sup>享祿二年</sup>金澤<sup>(守)</sup>庄公用算用狀之事

三百文

有松殿扇代下代□

七十二文

同利四ヶ月分

百廿四文

はなむけ代利平迄

下略

右大略算用狀如件。

享祿三年正月廿七日

民部丞氏茂判

按ずるに、右有松四郎は有松村の地頭職にて、泉四郎高家の子孫にて、有松宮内少輔教景の祖なるべし。既に上文にいへる如く、有松村は泉村の隣邑にて、もと泉村の枝村なりし故に、泉四郎とも有松四郎とも稱したるなるべし。

○有松村鍛冶屋敷

石川訪古遊記に云ふ。有松村巽位三町許有坊城、燒寺・妙證寺・金屋畑・劍工隱岐守藤原某宅址と。龜尾記に云ふ。有松村鍛冶屋敷といふ所は、昔鑄工の居たる所なりとて、今に鐵くそなど出づるといへり。按ずるに、刀鍛冶友重・行光・清光など皆泉村に居住すと、刀鍛冶定家の書類に載せるもの、其の實有松村の地なるべし。

○鍛冶藤嶋友重傳

賞劍定則に云ふ。藤島友重は本國越前吉田郡藤島と云ふ所の人なり。嘉曆・正和の頃加賀國石川郡泉村へ移住す。是元祖友重にて、來國俊の弟子也。建武四年に四十九歳にて歿す。二代友重は貞和の頃にて、是も泉村に居住し、慶安三年五十二歳にて歿す。三代友重も亦同所に居住すといへり。加賀古跡考に云ふ。友重は石川郡泉村に居住して、代々友重と呼べり。六代目友重は俗名作兵衛と名乗り、寛永年中泉村より金澤へ出で、七代目友重を三郎右衛門と云ひ、是も金澤に居住して、貞享年中まで存命し、其の後子孫退轉す。といへり。平次按ずるに、改作所舊記に載せた

る貞享三年六月の鍛冶調書に、友重の名を記載せず。此の頃既に友重の子孫斷絶せしなるべし。但し今石川郡白山村神主町の入口に野鍛冶あり。藤嶋友重の子孫なりといひ傳へたり。又古刀銘盡に載せたる刀銘に、建武元年五月二日加州富借住人藤嶋光長とあり。光長は元祖友重の父ならんか。富借は富樫なれば、初め野々市に居住したるならん。

○藤嶋友重刀劍傳話

富樫記・官地論に云ふ。長享二年六月富樫政親石川郡高尾籠城の處、落城も程近しとて、政親の得手の具足には、藤右馬尉が打てる白柄の長刀、柄も六尺身も六尺有りけるが、茅の葉の曲りたる如くなるを、弓手の方に押したて、次に峯枯立の樫の棒長さ八尺につき切りて八角に削り、六十四の鐵の鑢をひし〜と打ちけるを、妻手の脇に立てられけり。次に藤嶋の友重が鍊り鍛へて打ちたる九尺三寸の大太刀、中程より鐔本まで手綱を以てきり〜とまかせて立てられけり。加様に武具を嚴り立給ふこと、政親一代の間御心を盡されたる兵法を一々用いたて、諸人の目を驚かせんが爲めなりとかや云々。とあり。今按ずるに、友重は當國

の鍛冶なりし故、政親も殊に賞翫せられ、かゝる大太刀をば鍛へしめられしと聞ゆ。又山本基庸の微妙公夜話録に、江戸御館の内佐々道休小屋出火し、二三軒燒失す。微妙公も御庭上へ御立退き、御露地泉水の縁に疊を敷、屏風を立被爲入、御居間に有之御道具共は御泉水の際へ持出し積置きたり。其の時分御細工人水谷庄右衛門白鞘の刀を持來て、御泉水際の御道具共の所へ持參す。何じやと御尋ね也。御次に此の刀取落し御座候ゆゑ持參仕りたりと申上けるに、己が勤向にもなきに奇特の至り也。いなにとらすると御意也。翌日品川左門に其段申、御納戸へ上置きける處、直に被下たるを誰が指圖可仕哉との事ゆゑ拜領仕けるに、藤嶋が刀也。正宗にても可被下處、水谷仕合惡敷、併是等は微妙公の御器用の程知れ申すと、北川庄右衛門咄承る。とあり。

○鍛冶行光・清光傳

賞劍定則に云ふ。行光は石川郡泉村の住人、貞和五年に五十歳にて歿す。元祖藤嶋友重の弟なり。行光の子を近則と云ひ、同所に居住す。其の子を清光小次郎と云ひ、寶治三